

生ごみ減量化機器設置費用の補助金について

ごみ減量化機器（処理機）とは

家庭で出る生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量に資する装置です。堆肥化の方法は土中の微生物や薬剤等での「発酵・分解」によるものや、電気等の動力により発酵を促進するものがあります。

郡上市では「郡上市ごみ減量化機器設置費補助金交付規則」により、交付対象となる方や処理機の条件、補助金額に関する条件等を定めています。

交付の対象となる方

処理機を購入し設置される個人の方で、次の要件を備えた方を対象としています。

- ① 市内に住所を有し、かつ、居住されている方
- ② 処理機で処理された物について、自らの責任で有効利用できる方
- ③ 過去5年間で、同規則による補助金の交付を受けていない世帯の方

交付の対象となる処理機

- ① 生ごみ堆肥容器（コンポスト）
- ② 生ごみ処理機（生ごみの堆肥化をヒーター攪拌装置等を組み込むことにより促進する機種に限ります。）

	
①生ごみ堆肥容器(コンポスト容器)一例	②生ごみ処理機(電気式等)一例

補助金交付金額、申請数の限度

交付対象となる処理機	補助金額	補助申請数
生ごみ堆肥容器	設置に要する経費の2分の1以内とし、3,000円を限度額とします。	交生ごみ堆肥容器、生ごみ処理機を合わせ、1世帯当たり1器まで
生ごみ処理機	設置に要する経費の2分の1以内とし、30,000円を限度額とします。	(前回の申請から5年を経過した場合は、新しく申請が可能です。)

※申請は、処理機を設置する世帯の、世帯主様の氏名で行ってください。

問合せ先・・・郡上市役所 環境水道部 環境課 TEL 0575-67-1833 または各振興事務所